

# 夏 得 プ ラ ン

(低圧電気供給実施要綱)

令和2年7月1日実施

# 夏得プラン

## 目 次

1	適用条件	1
2	実施要綱の変更	1
3	料金の適用期間	2
4	料 金	3
5	そ の 他	3
附	則	4

## 1 適用条件

- (1) この低圧電気供給実施要綱（以下「この実施要綱」といいます。）は、お客さまがこの実施要綱実施の際現に次のいずれにも該当する場合、または令和2年7月31日までにイに定める低圧電気供給実施要綱（以下「割引対象実施要綱」といいます。）およびロに定めるサービスのいずれか一方もしくは双方の適用を申し込まれ次のいずれにも該当するに至った場合に適用いたします。

イ 低圧電気供給実施要綱のよりそう+eねっとバリューまたはよりそう+ファミリーバリューの適用を受けるお客さまであること。

ロ 当社が電磁的方法（インターネットを利用する方法をいいます。）により提供するサービス（当社が指定するものに限ります。）の適用を受けるお客さまであること。

- (2) この実施要綱は、次の地域に適用いたします。

青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

ただし、電気事業法第2条第1項第8号イに定める離島は除きます。

## 2 実施要綱の変更

- (1) 当社は、次の場合には、民法第548条の4の規定にもとづき、この実施要綱を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の低圧電気供給実施要綱によります。

イ お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県および新潟県を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この実施要綱を変更する必要がある場合

この場合、当社は、変更後の当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等または法令をふまえこの実施要綱を変

更いたします。

なお、この実施要綱を変更するまでの間、この実施要綱における託送約款等は、変更後の当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等といたします。

ロ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

この場合、当社は、変更された税率にもとづきこの実施要綱を変更いたします。

ハ イおよびロ以外の事由であって、社会情勢の変化等合理的な理由により、この実施要綱を変更する必要がある場合

(2) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項をお知らせし、変更した後、変更した事項等についてお知らせいたします。

この場合、変更とならない事項については、お知らせを省略することがあります。

なお、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更をとまなわない変更の場合は、あらかじめお客さまに変更しようとする事項の概要についてのみお知らせし、変更した後のお知らせはいたしません。

(3) 当社は、この実施要綱の変更を行なう場合は、その内容について書面の交付、電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社のウェブサイトに掲載する方法等によりお知らせいたします。

### 3 料金の適用期間

料金の適用期間は、令和2年9月の検針日から11月の検針日の前日までといたします。ただし、割引対象実施要綱による需給契約が消滅した場合（割引対象実施要綱以外の契約種別に変更された場合を含みます。）は、消滅日を含む料金の算定期間については料金を適用いたしません。

## 4 料 金

(1) 令和2年10月分および11月分の料金は、お客さまが適用を受ける低圧電気供給実施要綱（以下「適用実施要綱」といいます。）によって料金として算定された金額（以下「割引前料金」といいます。）から(2)の割引額を差し引いたものといたします。

(2) 各月の割引額は、適用実施要綱によって算定された前月の基本料金といたします。ただし、適用実施要綱に最低月額料金の定めがある場合で、適用実施要綱によって算定された前月の料金が最低月額料金と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計であるときは、その1月の割引額は、適用実施要綱によって算定された前月の最低月額料金といたします。

なお、割引額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(3) 各月の割引額がその1月の割引前料金を上回る場合は、その1月の割引額は、その1月の割引前料金にとどめます。

## 5 そ の 他

この実施要綱に定めのない事項については、低圧電気標準約款および適用実施要綱によるものといたします。

## 附 則（実施期間）

この実施要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から 11 月 30 日までを実施期間といたします。